

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（登戸）
2019年度 第2回 研究倫理審査委員会議事要旨

2019年10月25日（金） 13:30～15:30

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（登戸地区）、
管理棟1階会議室

出席委員：井澤修平委員、久保智英委員、甲田茂樹委員、佐々木毅委員長
外山みどり委員、高橋正也委員、高橋幸雄副委員長、
日野泰道委員、山口さち子委員、吉川 徹委員（以上、内部委員）
書類審査：池添弘邦委員、池田節子委員、石森義雄委員、北島洋樹委員、
児井正臣委員、宮城洋平委員、山本健也委員（以上、外部委員）

（五十音順）

筆責：井澤修平、山口さち子

1. 開会挨拶
2. 資料確認
3. 前回議事要旨の確認

4. 迅速審査対象案件の結果報告

前回委員会以降に4件の迅速審査が申請された。規程に基づき、申請ごとに異なる内部委員2名で審査した結果、2件の迅速審査（2019N-1-21（申請者：大久保利晃）、2019N-1-22（申請者：上野哲））が「承認する」、2件の迅速審査（2019N-1-19（申請者：吉川徹）、2019N-1-20（申請者：中村憲司））が「条件付きで承認する」と判断されたことが報告され、承認された。

5. 新規申請案件の審査

2019年度第2回研究倫理審査委員会までに、通常審査として新規研究計画書2件、研究計画変更申請書1件、再申請1件が提出され、それら4件を審査することになった。その他、研究成果概要報告書1件が提出された。

審議の結果、「承認する」が2件、「変更を勧告する」が1件、「該当しない」が1件となった。以下に示す審査結果は要旨であり、詳細なコメントについては別途申請者本人に通知する。

申請番号 2019N-1-23 : 再申請 : 「高齢労働者の熱中症災害の実態把握についての研究」(プロジェクト研究「高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究」の一部)(申請者: 齊藤宏之)

【変更を勧告する】

以下の理由により変更を勧告する。

- (1) 災害調査復命書のデータを利用するにあたって、事前に厚生労働省担当課から内諾をもらうようにしてください。
- (2) また、災害調査復命書の取扱いにあたっては、清瀬地区の労働災害調査分析センターの研究員等が共同研究者として参加する研究体制とし、閲覧や事務処理についての取り決めを明確にしてください。
- (3) 匿名化黒塗りを行った災害調査復命書で解析に必要な情報が保持されるか十分に検討してください。

申請番号 2019N-1-24 : 新規 : 「建設現場における高齢労働者の暑熱対策基準の策定に関する研究」プロジェクト研究「高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究」の一部)(申請者: 齊藤宏之)

【該当しない】

プロジェクト研究のサブテーマとして詳しい研究計画について研究所内部評価委員会で審査を受け、その評価が確定してから再申請すること。その場合は今回の審査コメントを別途添付するので参考とされたい。

申請番号 2019N-1-25 : 新規 : 「過労死等に係る公務災害認定事案の公務災害認定理由書等を用いた分析」(総務省受託研究「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」)(申請者: 吉川 徹)

【承認する】

承認するが、以下のコメントが寄せられたので、対応した上で実施すること。

- (1) 文中の場所や日付の記載等を修正してください。
- (2) オプトアウト用広報文の記載内容について修正を検討してください。

申請番号 2019N-1-26 : 計画変更 : 「放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究(侵襲およびヒトゲノム・遺伝子関連)」(労災疾病臨床研究「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究」の一部)(申請者: 大久保利晃)

【承認する】

本申請は同意説明文に対象者の利益・不利益が明確になるように加筆したことが主たる変更であり、特段問題はないため承認する。

6. その他の案件（利益相反等）の審査

2019N-1-24 に関連し利益相反審査が 1 件申請されたが（申請番号 2019N-COI-03（申請者：齊藤宏之））、2019N-1-24 の結果と同様に研究所内部評価委員会後に審議することとなった。

7. その他

事業場（所）調査のうち個人識別情報の収集が含まれない場合については、研究倫理審査が必須ではないことが確認された。

また、現場調査を実施する研究において判明した研究参加者にとって不利益な結果（有害性が予見されるばく露状況等）については、今後はフィードバックの有無など情報の取り扱いを事前に検討すべきであるとの意見が出された。

以上